

第9回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和6年4月4日
2、招集場所	御嵩町役場2階 第1委員会室
3、開会	午前9時00分
4、会議に付された件名	
議第31号	農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について
議第32号	農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
報第9号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
5、事務局	事務局長 渡辺 一直 事務局次長 伊藤 博之 書記 宮内 一成
6、会議録署名者	5番 木島 和美 委員 6番 山本 恵美雄 委員
7、欠席委員	
議長	<p>ただいまの出席委員は、農業委員14名、農地利用最適化推進委員4名で定足数に達していますので、これより第9回御嵩町農業委員会を開会します。</p> <p>会議録署名者に、5番 木島 和美 委員、6番 山本 恵美雄 委員を指名します。</p> <p>それでは議第31号 農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局	<p>2ページをご覧ください。議第31号 農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について。別表のとおり事業計画変更申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p>
議長	<p>別添資料は1ページから5ページまでをご覧ください。以上です。</p> <p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1号事案について、3番 加藤 洋子 委員 説明願います。</p>
3番 加藤委員	<p>3番 加藤です。1号事案の説明をします。ただいま事務局から説明されましたことについては、省略いたします。資料の事変1、5-3、ページ1から5をご覧ください。</p> <p>農地法第5条の転用許可は平成〇年〇月〇日付け岐阜県可農第〇号で許可されたが、計画変更するものです。</p>

	<p>申請地の場所は、伏見公民館より北東へ250mのところですか。</p> <p>当初計画者が、当初計画どおり事業が遂行できない理由は資金繰りに難があり申請地を譲り受けなかったためです。</p> <p>承継者の事業計画の詳細及び緊急性は、承継者及び家族で移住するための個人住宅を建築したい現在の住居が手狭となった内容です。転用によって生ずる申請地周辺には農地はありません。雨水は西側側溝に給排水は公共上下水道に接続します。</p> <p>添付書類は、契約書・配置図・ローン事前審査結果・委任状・始末書・戸籍の附票については確認しました。転用に伴い被害が生じた場合は、申請者の責任において対処します。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要については3月28日に現地確認を行いました。</p> <p>以上のことから1号事案の申請内容については、私は問題がないと思います。皆様の審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>
2 番 田中委員	<p>資料のミスプリントがあります。1号事案の農地法第5条許可が昭和になっており平成へ修正をお願いします。以上です。</p>
事務局次長	<p>ご指摘の通り申請書上は平成〇年でミスプリントでございます。大変申し訳ございません。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。他に質疑ありませんか。</p>
13 番 中川委員	<p>平成〇年から何も建たずに経過していたという事ですか。</p>
1 番 青木委員	<p>現地確認へ行かれた方は分かっているかと思いますが、造成だけをされていて後は事業が行われていなかったと聞いています。</p>
鍵谷推進委員	<p>平成〇年〇月〇日に家を建てる予定で5条申請し許可がおりました。しかし資金繰りが回らず家を建てられなくなった。このため買う人が別の人になり5条申請のやり直しという形です。</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め進達します。</p>

事務局	<p>次に議第 32 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>4 ページをご覧ください。議第 32 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について。</p> <p>別表のとおり農地法第 5 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。5 ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は 1 ページから 14 ページまでをご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1 号事案について、11 番 田中 豊雄 委員 説明願います。</p>
11 番 田中委員	<p>11 番 田中です。1 号事案の説明をいたします。事務局より説明がありました箇所につきましては省略します。</p> <p>資料の 5 - 1 をご覧ください。申請地の場所は名鉄御嵩駅より南東 200m 程の所です。</p> <p>権利を設定し、又は移転使用とする理由は、譲渡人は土地を維持継続することが困難なため譲渡を考えました。</p> <p>譲受人は申請地の住環境が良好なため造成して分譲住宅を販売するため譲受を考えました。</p> <p>事業の操業期間又は施設の利用期間は許可日から永年です。資金調達は全額自己資金です。</p> <p>申請地の北側は河川敷、東側は宅地、南側公衆道路、西側宅地、南東側農地（譲渡人所有）です。</p> <p>土地利用計画として、土地購入後、造成工事を行い 2 区画の建売土地分譲を行う予定です。</p> <p>生活排水は土地購入後土地を分筆し敷地内生活排水設備を設置し南側道路内下水施設に排水します。雨水は分譲区画共有地内排水施設を設け北側水路側溝に向けて雨水を排水します。</p> <p>残る農地○番○は畑農地として残存します。水の利用は雨水を中心に考えます。排水は自然浸透を考えています。との事です。</p> <p>転用する事によって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要ですが、南東に農地（譲渡人所有）があります転用によって農業に支障のないように十分注意します。</p> <p>転用事業にあたり周辺隣接地に迷惑が掛からないよう十分注意します。</p> <p>添付書類として、県知事あて誓約書登記書、登記図、配置図、平面図、通帳の写し、履歴事項全部証明書、木の下井堰水利組合への誓約書、委任状、定款、宅地建物取引業者免許証の写しが提出され</p>

	<p>確認しました。</p> <p>3月15日に事前説明、28日に現地確認を行いました。私は問題無いと思います。皆様の審議をお願いします。以上です。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、名鉄御嵩駅より概ね300m以内の農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に2号事案について、8番 齊藤 貞子 委員 説明願います。</p>
8番 齊藤委員	<p>8番 齊藤です。5条事案の説明をします。</p> <p>事務局から朗読のあった部分については、省略します。資料の11ページから14ページをご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、名鉄広見線 御嵩口駅から北へ200m・中児童館南に100m程の所です。転用の目的は、次のとおりです。</p> <p>現在、譲渡人は高齢のため耕作することが難しく、譲受人は申請地を6区画の住宅用分譲地として造成をして販売されるため申請されるものです。</p> <p>利用期間は許可日から永久。資金調達は、全額自己資金です。</p> <p>転用する事によって生ずる付近の土地・作物家畜等の被害防除の概要として、申請地の東側は水路、西側は水路、南側は宅地・畑、北側は水路、境界線にはコンクリートブロックを設置します。</p> <p>汚水は、御嵩町の下水道へ接続します。雨水の処理方法は、東側農業用排水路へ排水されます。</p> <p>水路には、雨水以外は流さないようにされます。水路法面に雑草が生えないようにコンクリート打ち等されます。農転地の雨水などが隣地に流れないようにします。</p> <p>契約書、預金残高証明書、土地の登記記録全部事項証明書、土地台帳付属地図、土地利用計画図を確認しました。又、隣地承諾書、真名田池水利組合長様への誓約書を添付されております。</p> <p>以上のことから5条事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域に定められている農地であるため、第3種農</p>

<p>議 長</p>	<p>地に位置付けられます。以上です。</p> <p>採決に入ります。2号事案について適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に3号事案について、3番 加藤 洋子 委員 説明願います。</p>
<p>3番 加藤委員</p>	<p>3番加藤です。3号事案の説明をします。事務局から説明されました事については省略します。資料の5-3ご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、伏見公民館より北東へ250mの所です。</p> <p>転用の目的は、一般個人住宅。権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、譲渡人は申請地を農地として維持することが難しい。譲受人は申請地に一般個人住宅を新築したく、申請するものです。</p> <p>転用の目的に係る施設の概要は、建築面積44.72㎡の2階建となっています。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要は、東側は山林、西側は公道、南側は宅地、北側は宅地および山林、隣接農地はありません。申請地の周辺境界には、道路側を除きコンクリートブロック壁施工済み。新たにあと1段施工、雨水は道路側溝、給排水は公共上下水道に接続する。</p> <p>添付書類は、誓約書・配置図・ローン事前審査結果・委任状・始末書・戸籍の附票については確認しました。転用に伴い被害が生じた場合は、申請者の責任において対処します。</p> <p>3月28日に現地確認を行いました。</p> <p>以上のことから3号事案の申請内容について私は問題がないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。3号事案について適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、3号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に、報第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より報告願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>6ページをご覧ください。報第9号 農地法第3条の3第1項の</p>

<p>議 長</p> <p>事務局次長</p> <p>議 長</p>	<p>規定による届出について。 別表のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出について委員会に報告するものとする。7ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>事務局より補足説明がありますか。</p> <p>ミスプリントがありましたので報告いたします。 2号事案の井尻字井尻となっていますが、字は森本となります。</p> <p>事務局からの補足説明は以上とのことです。以上をもって報告とさせていただきます。 これをもって本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p>
------------------------------------	--

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

5 番

6 番
